

保険外併用療養費に関して180日以上入院による対象除外についての一覧

状態等	診療報酬点数	実施の期間等
1.難病患者等入院資料加算を算定する患者	難病患者等入院診療加算	当該加算を算定している期間
2.重症者等療養環境特別加算を算定する患者	重症者等療養環境特別加算	当該加算を算定している期間
3.重度の肢体不自由者(脳卒中の後遺症の患者および認知症の患者を除く。)脊柱損傷等の重度障害者(脳卒中後遺症の患者及び認知症の患者を除く。)重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等	-	左欄の状態にある期間
4.悪性新生物に対する腫瘍用薬(重篤な副作用を有するものに限る。)を投与している状態	動脈注射	左欄治療により、集中的な入院加療を要する期間
	抗悪性腫瘍剤局所持続注入	
	点滴注射	
	中心静脈注射	
	骨髄内注射	
5.悪性新生物に対する放射線治療を実施している状態	放射線治療(エックス線表在治療又は血液照射を除く。)	
6.ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態	ドレーン法(ドレナージ)	当該月において2週間以上実施していること
	胸腔穿刺	
	腹腔穿刺	
7.人工呼吸器を使用している状態	間歇的陽圧吸引法、対外式陰圧人工呼吸器治療	当該月において1週以上使用していること
	人工呼吸	
8.人工腎臓、持続緩徐式血圧濾過又は血漿交換療法を実施している状態	人工腎臓、持続緩徐式血圧濾過	各2日以上実施していること
	血漿交換療法	当該月において2日以上実施していること
9.全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態(当該手術を実施した日から起算して30日までの間に限る。)	脊柱麻酔	
	開放点滴式全身麻酔	
	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔	
10.末期の悪性新生物に対する治療を実施している状態	薬材料(麻薬に限る。)	左欄の状態にある期間
	神経ブロック	
11.呼吸管理を実施している状態	救命のための気管内挿管	
	気管切開術	
	酸素吸入	
12.頻回に喀痰吸引・排出を実施している状態	喀痰吸引、干渉低周波去痰器による喀痰排出	当該月において1日あたり8回(夜間を含め約3時間に1回程度)以上実施している日が20日をこえること
	気管支カテーテル薬液注入法	
13.肺炎等に対する治療を実施している状態	薬剤料(抗生剤に限る。)	左欄の状態にある期間
14.集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の患者	薬剤料(強心剤に限る。)	
15.15歳未満の患者	-	左欄の年齢にある期間
16.児童福祉法第21条の9の2による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付を受けている患者	-	当該給付を受けている期間
17.児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条の育成医療の給付を受けている患者	-	当該給付を受けている期間